

# 一般社団法人長井市スポーツ協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人長井市スポーツ協会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山形県長井市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、長井市におけるスポーツの普及振興並びに競技力の向上を図るとともに、市民の健康増進と体力向上、スポーツ精神の高揚を図り、スポーツの発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民の健康体力向上を図るための事業
- (2) 競技力の向上に関する事業
- (3) スポーツ大会、講習会等に関する事業
- (4) スポーツ団体の育成強化と相互の連携に関する事業
- (5) スポーツ指導者の養成と研修に関する事業
- (6) スポーツに関する調査研究及び情報収集と広報に関する事業
- (7) スポーツ功労者及び優秀競技者の顕彰に関する事業
- (8) 総合型地域スポーツクラブに関する事業
- (9) スポーツ少年団に関する事業
- (10) スポーツ施設等の管理・運営等に関する事業
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (構成員)

第5条 当法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を支援するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

#### (会員資格の取得)

第6条 当法人の会員となるためには、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 会員は、事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員（以下「総正会員」という。）が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

2 会員は、前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることができない。

#### (会員資格喪失者の会費等)

第11条 当法人は会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

#### (構成)

第12条 当法人の総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人上の社員総会とし、定時総会をもって一般法人法の定時総会とする。

#### (権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)に関する事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとしては法令又はこの定款で定められた事項

#### (種別及び開催)

第14条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

#### (招 集)

第15条 総会は、法令に別に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会の招集は、会議の日程、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

#### (議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

#### (議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (決 議)

第18条 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

#### (書面決議等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について理事会の決議がある場合は書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会長並びに正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 役員

#### (役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上22名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 前条の会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事及びその配偶者又は三親等内の親族である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。

#### (理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を決定する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎、4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

第24条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告書を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第21条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、解任する場合は定款第18条第2項に定める総会の決議によらなければならない。

#### (報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

#### (損害賠償責任の免除)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 顧問

#### (顧問)

第29条 当法人に、理事会の決議によって、顧問を置くことができる。

#### (職務)

第30条 顧問は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

#### (任期)

第31条 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものにする定例総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

#### (報酬等)

第32条 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (6) その他法令又は定款に規定する職務

### (招 集)

第35条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が招集し副会長に事故あるときは各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって。開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

### (決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

## 第8章 委員会

### (設 置)

第39条 当法人に任意の機関として、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

- 2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

#### (資産の管理)

第41条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議により別に定める。

#### (経費の支弁)

第42条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類は、次の総会に提出しこれを報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### (剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更及び解散

**(定款の変更)**

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

**(解散)**

第48条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

**(残余財産の処分)**

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第11章 事務局**

**(事務局)**

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を受けて会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**第12章 公 告**

**(公 告)**

第51条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

**第13章 附 則**

**(委任)**

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**(最初の事業年度)**

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

**(設立時の役員等)**

第54条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事	五十嵐英治
設立時理事	松木 弘
設立時理事	佐藤 孝博
設立時理事	桐生 芳弘

設立時理事	井上 道雄
設立時理事	安部 俊之
設立時理事	手塚 一司
設立時理事	長沼美佐子
設立時理事	山川 慶美
設立時理事	多田健太郎
設立時理事	遠藤 文一
設立時理事	小関 浩幸
設立時理事	横山 恵一
設立時理事	高橋 早苗
設立時監事	梅村 俊弘
設立時監事	鈴木雄一郎
設立時代表理事（会長）	五十嵐英治

**（設立時社員の氏名又は名称及び住所）**

第55条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	長井市草岡3410番地
	氏名	五十嵐英治
設立時社員	住所	長井市九野本1840番地
	氏名	桐生 芳弘

**（法令の準拠）**

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人長井市スポーツ協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年2月28日

設立時社員	五十嵐英治
設立時社員	桐生 芳弘